

## 岡山大学学則

(転学部等)

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻(以下「転学部等」という。)を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

## 岡山大学文学部規程

(転学、編入学等)

第23条 本学部の学生が他の大学に転学又は本学の他の学部で転学部を志願するときは、学部長の許可を受けた上で転学又は転学部の手続きをしなければならない。

2 学則第25条の2、第26条、第27条、第29条及び第37条の規定により、編入学、学士入学、転学、転学部又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

## 岡山大学教育学部規程

(転入学、編入学、転学部、学士入学及び再入学)

第25条 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

2 転入学、編入学、転学部、学士入学又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間は、審議の上、認定するものとする。

(課程の変更)

第29条 本学部の学生で、本学部の他の課程へ転課程を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

(コース又は専修の変更)

第31条 学校教育教員養成課程の学生で、コース又は専修の変更を願い出た者については、選考の上、学年の始めに許可することがある。

## 岡山大学法学部規程

(編入学、学士入学、転学、転学部、再入学)

第29条 学則第25条の2、第26条、第27条、第29条及び第37条の規定により、編入学、学士入学、転学、転学部又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

(転コース)

第30条 昼間コース及び夜間主コース間の転コースは、認めないものとする。

## 岡山大学経済学部規程

(転学部)

第31条 本学の他の学部で在学している者で本学部で転学部を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により転学部を志願する者は、現に在学する学部の学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

3 本学部の学生が、本学の他の学部で転学部を志願しようとするときは、学部長の許可を得た上で転学部の手続きをしなければならない。

(転コース)

第32条 昼間コース及び夜間主コース間の転コースは認めないものとする。

## 岡山大学理学部規程

(転学部及び転入学)

第27条 本学の他の学部又は他の大学から本学部への転入学を志願する者のあるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(転学科)

第28条 本学部内の転学科の取扱いについては、前条に準じる。

## 岡山大学医学部規程

(転学及び転学部等)

第25条 学則第29条第1項の規定により、保健学科に転学部又は転学科(以下「転学部等」という。)を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 保健学科の学生で、他の専攻に転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

3 他の大学又は本学の他の学部に転学又は転学部を希望する者は、学部長に願い出てその許可を得なければならない。

4 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は本学部の他の学科若しくは他の専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、学部長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。

## 岡山大学歯学部規程

(学士入学、転学、編入学及び転学部)

第23条 本学部への学士入学、転学、編入学及び転学部(以下「学士入学等」という。)を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 本学部の学生が、他の大学又は他の学部に転学又は転学部を志願する場合は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

## 岡山大学薬学部規程

(転学科及び転学部)

第22条 本学部内の転学科及び他学部からの転学部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の規定により転学部を志願する者は、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

3 本学部の学生が、本学の他の学部に転学部を志願する場合は、学部長の許可を受けなければならない。

4 転学科及び転学部に関し、必要な事項は、別に定める。

## 岡山大学工学部規程

(転学部等)

第23条 本学部内の転学科及び転コース、他学部からの転学部等を志願している者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

2 転学部等の取扱いについては、別に定める。

## 岡山大学環境理工学部規程

(転学科、転学部、編入学及び学士入学)

第21条 本学部内の転学科、他学部又は他大学からの転学部、編入学及び学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

2 他大学へ転学を志願する者は、受験許可発行願を提出の上、手続を行うものとする。

## 岡山大学農学部規程

(転学, 編入学等)

- 第25条 本学部への学士入学, 転学, 編入学, 転学部, 再入学及び復籍を志願する者については, 選考の上, 教授会 の議を経て, 許可することがある。
- 2 学士入学, 転学, 編入学, 転学部又は再入学をした者の既修得単位及び在学期間の認定は, 教授会において行う。
  - 3 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生に係る修業年限の通算の認定は, 教授会において行う。
  - 4 本学部の学生が他の大学に転学又は本学の他の学部転学部を志願する場合は, 教授会の議を経なければならない。
  - 5 本学部の学生が他の大学を再受験する場合は, 学部長に願い出て, その許可を受けなければならない。

## 岡山大学マッチングプログラムコース規則

(転課程)

- 第19条 コースの学生が, 各学部のコース以外の教育課程へ転課程を志願する場合は, 所定の手続きを経て, 所属学部の長の許可を受けなければならない。
- 2 各学部のコース以外の教育課程からコースへ転課程を志願する場合は, 選考の上, 許可することがある。
  - 3 転課程の方法, 時期及び既修得単位の認定方法については, 別に定める。